

事務連絡
平成21年6月3日

各都道府県介護保険担当部（局）長

厚生労働省老健局振興課

「介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント」
(パンフレット) の活用について

今般、厚生労働省労働基準局において、介護労働者の労働条件の確保・改善について啓発活動を実施するためのパンフレットが作成され、都道府県労働局及び労働基準監督署に送付されております。

つきましては、各都道府県介護保険担当部局におかれましても、当該パンフレットを管内の介護サービス事業者、関係団体に周知していただき、今後の介護労働者の労働条件の一層の確保・改善のためにご活用されるようお願いいたします。

なお、介護労働者の労働条件の確保・改善対策については、「介護労働条件の確保・改善対策の推進について」（平成21年4月1日基発第0401005号厚生労働省労働基準局長通知）が発出されておりますので、併せて情報提供いたします。